

福岡県中小企業振興資金融資制度の一部改正について

令和7年4月1日に福岡県中小企業振興資金融資制度が以下のとおり改正されます。
ご不明な点がございましたら保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

(1) 長期経営安定資金（経営者保証非提供型）の継続実施

全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」（国補助制度）の資格要件を満たし、保証料を0.15%（国の保証料補助後）もしくは0.35%（国の保証料補助後）を上乗せすることで経営者保証免除を選択することが可能となります。

資金名	長期経営安定資金（経営者保証非提供型）									
融資対象	全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の申込資格要件に該当するもの									
準拠する保証制度	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度									
資金用途	運転資金・設備資金									
融資限度額	8,000万円（SN（4号、5号）の場合は別枠8,000万円）									
保証人	不要									
担保	不要									
返済期間	10年以内（据置1年以内）									
融資利率	【運転】5年以内1.50%、5年超1.80% 【設備】5年以内1.50%、5年超1.60%									
信用保証料	【一般関係無担保】0.45%～1.90%に保証料率0.15%もしくは0.35%上乗せ （国の保証料補助0.10%考慮後）									
	申込人負担保証料率 (単位：%)									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	0.15%上乗せ	2.05	1.90	1.70	1.50	1.30	1.15	0.95	0.75	0.60
	0.35%上乗せ	2.25	2.10	1.90	1.70	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80
	【SN4号】0.80%に保証料率0.15%もしくは0.35%上乗せ（国の保証料補助0.10%考慮後） 【SN5号】0.70%に保証料率0.15%もしくは0.35%上乗せ（国の保証料補助0.10%考慮後）									
申込人負担保証料率 (単位：%)										
		SN4号	SN5号							
0.15%上乗せ		0.95	0.85							
0.35%上乗せ		1.15	1.05							
※国の保証料補助は当初保証料のみです。（変更保証料は全額事業者負担となります。）										
取扱期間	令和8年3月31日保証協会受付分まで									

(2) 緊急経済対策資金（経営改善支援型）の対象要件の一部変更

緊急経済対策資金（経営改善支援型）の融資対象者要件のひとつが、全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」の要件に準拠したものとなっていましたが、同保証制度が令和7年3月31日保証協会受付分をもって終了となることから、後継制度である全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の要件に準拠したものに変更されます。

資金名	緊急経済対策資金（経営改善支援型）									
融資対象	全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の申込資格要件に該当するもの									
準拠する保証制度	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）									
資金用途	事業再生計画の実施に必要な事業資金（運転・設備）									
融資限度額	1億円									
返済期間	10年以内（据置3年以内）									
融資利率	1.10%									
信用保証料	0.30%（※基準保証料率0.80%～1.20%に対して国が0.50%～0.90%補助） ※国の保証料補助は当初保証料のみです。（変更保証料は全額事業者負担となります。）									
取扱期間	令和8年3月31日保証協会受付分まで									

(3) 取扱終了する制度

アジアビジネス展開支援資金（制度略称：県アジア展開）

(4) 指定金融機関の追加

「ふくおか県政推進サポート資金」及び「小規模事業者振興資金」の取扱金融機関に「福岡県医師信用組合」が追加されます。

2. 取扱開始日

令和7年4月1日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以上